

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: 水素
化学名	: 水素 (Hydrogen)
ガスコード	: 371
会社名	: 高千穂化学工業株式会社
住所	: 東京都町田市鶴間 1557
担当部門	: 品質保証課
連絡先	: Tel 042-796-5501 FAX 042-799-7168
整理番号	: TKSD-20371G
緊急連絡先	: 町田工場 保安統括者 Tel; 042-796-5501
推奨用途及び使用上の制限	: 工業用 : 医療用、食品添加物等に使用してはならない。
作成日	: 2015年10月01日
改訂日	:

2. 危険有害性の要約

重要な危険有害性及び影響	: 極めて可燃性又は引火性の高いガス : 高圧ガス:熱すると爆発のおそれ : 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ
--------------	--

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性・引火性ガス	区分1
	高圧ガス	圧縮ガスまたは深冷液化ガス
健康に対する有害性	急性毒性(吸入:ガス)	区分外
環境に対する有害性	分類できない	

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: H220 極めて可燃性又は引火性の高いガス : H280 高圧ガス:熱すると爆発のおそれ : H281 深冷液化ガス:凍傷又は傷害のおそれ

注意書き

[安全対策]	: P282 (深冷液化ガス)耐寒手袋/保護面/保護眼鏡を着用すること。 : P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙
[応急措置]	: P315 (深冷液化ガス)直ちに医師に診断/手当てを受けること。 : P336 (深冷液化ガス)凍った部分をぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。 : P377 漏洩ガス火災の場合:漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。 : P381 安全に対処できるならば、着火源を除去すること。
[保管]	: P410+P403 日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。

[廃棄] : P501 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従い適正に排気すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質
化学名又は一般名(化学式) : 水素(H₂)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示番号		成分濃度
			化審法	安衛法	
水素 H ₂	1333-74-0	2.016	—	—	99.999%以上

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
: 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 : 水と石鹼で洗うこと。
: 皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。
: (深冷液化ガス)直ちに医師に診断/手当てを受けること。
: (深冷液化ガス)凍った部分をぬるま湯でとくこと。受傷部はこすらないこと。

目に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
: コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
: 目の刺激が持続する場合は医師の手当てを受けること。
: (深冷液化ガス)直ちに医師に診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合 : この化合物は常温で気体なので、飲み込むことはあり得ない。
応急措置をする者の保護 : ガスを吸入した場合は口対口法を用いてはいけず、逆流防止のバルブのついたポケットマスクや他の適当な医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末消火器、炭酸ガス消火器、水
使ってはならない消火剤 : 情報なし。

消火方法 : 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させる。
: 保護具着用の上、風上より消火作業を行う。
: ガスの漏洩が直ちに停止できる場合は、散水、水噴霧、消火器で火災を速やかに消化する。
: 散水により容器を冷却する。
: 消火後は直ちに容器弁および口金キャップを静かに増す締めしガスの漏洩を停止させる。
: ガスの漏洩を直ちに停止できない場合は、再発火や爆発の恐れが生じるので、火災を消火せずに、散水、水噴霧を続けて鎮火を待つ。

火災時の特有の有害危険性 : 漏洩ガス火災の場合には、漏洩が安全に停止されない限り消火を行わないこと。安全に対処できるならば、着火源を除去すること。
: 容器は火災に包まれると、内圧が上昇し破裂したり、安全栓が作動しガスの噴出する恐れがあるため以下の措置が必要である。
: 容器の移動が可能であれば、速やかに安全な場所へ移動させる。
: 移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し、容器の破裂を防止する。

消火を行う者の保護 : 消火を行う者は、陽圧自給式空気呼吸器、耐火手袋、耐火服等の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

少量漏洩の場合

- : 漏洩を発見したら、まず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を緊急排気し、新鮮な空気と速やかに置換する。
- : 配管からの漏洩の場合には、容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。
- : 容器からの漏洩の場合、容器弁を締め漏洩を止める。
- : 容器からの漏洩が止まらない場合、着火源を取り除き、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
- : 移送中で漏洩が止まらない場合、開放された安全な場所に搬出し部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。

大量漏洩の場合

- : 漏洩を発見したら、まず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を緊急排気し、新鮮な空気と置換する。
- : 漏洩がおさまるまで部外者が立ち入らないよう監視するとともに製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
- : 汚染地域での作業は、酸欠の恐れがあるため陽圧自給式空気呼吸器を着用し、必ず複数で行う。
- : 散水や水噴霧により拡散させ、着火・爆発を防止する措置を取る。
- : 漏洩ガスを吸入しないようにする。

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置

- : 酸欠の恐れがある場合の処理作業は陽圧自給式空気呼吸器を使用する。

環境に対する注意事項 回収、中和、封じ込め 及び浄化の方法・機材

- : 環境中に放出してはならない。
- : 危険でなければ漏れをとめる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意

- : 作業者の安全・周辺環境維持のため漏洩しない構造の設備を使用して取り扱う。
- : 容器弁等の操作は丁寧に行い、過大な力を掛けない。
- : 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱をしない。
- : 転倒・転落防止措置を講ずる。
- : 使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。
- : ガスを容器から取り出す場合は、必ず減圧弁を用いる。
- : ガスによる爆発を防止するため、周囲に着火源がないことを確認する。
- : 支燃性物質との混合をさける。

保管上の注意

- : 静電気対策を行い、作業衣・作業靴は導電性のものを用いる。
- : 高圧ガス保安法に定められた方法により貯蔵する。
- : 充填容器、残ガス容器のいずれであっても所蔵所に保管する。
- : 貯蔵所の周囲には火気、引火性、発火性物質を置かない。
- : 又、強力な酸化剤(酸素、ハロゲン等)と一緒に保管しない。
- : 容器は40℃以下の温度に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
- : 容器はベルト、ロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 局所排気装置、換気装置の設置、容器置場、シリンダーキャビネットには漏洩検知器を設ける。

： 関係者以外の立ち入りを禁止する。
 許容濃度 : 日本産業衛生学会(2014年) : 設定されていない
 ACGIH(2014年) TLV-TWA : 設定されていない

保護具

呼吸器の保護具 : 自給式空気呼吸器(火災時)
 手の保護具 : 耐火手袋(火災時)、防寒手袋(深冷液化ガス)
 目の保護具 : 安全ゴーグル、洗眼器
 皮膚及び身体の保護具 : 保護衣、安全靴、耐火服(火災時)

9. 物理的及び化学的性質

外観 : 無色の気体
 臭い : 無臭
 pH : 情報なし
 融点・凝固点 : -259.2℃
 沸点、初留点及び沸騰範囲 : -252.9℃
 引火点 : 情報なし
 燃焼性(固体、ガス) : 情報なし
 燃焼又は爆発範囲の
 上限/下限 : 4.0~75%
 蒸気圧 : 情報なし
 蒸気密度 : 0.083 kg/m³ (0℃、1atm)
 比重(相対密度) : 0.07 (空気=1、21.1℃、1atm)
 溶解度 : 水に対して 1.82ml/100ml (20℃)
 自然発火温度 : 571.2℃
 分解温度 : 情報なし

10. 安定性及び反応性

安定性 : 安定。通常の条件では反応しない。
 危険有害反応可能性 : 空気と反応して爆発性混合気体を形成する。
 : 酸素、ハロゲン類、強酸化剤と激しく反応する
 プラチナ、ニッケルなどの金属触媒は、これらの反応を促進する。
 : 加熱すると、激しく燃焼又は爆発することがある。
 避けるべき条件 : 加熱
 混触危険物質 : 空気、酸素、ハロゲン類、強酸化剤。
 プラチナ、ニッケルなどの金属触媒。
 危険有害な分解生成物 : なし

11. 有害性情報

急性毒性 吸入(ガス) : ラット LC50(1時間)値:>15000ppm(IUCLID, 2000)(4時間換算値
 >7500ppm)に基づき、区分外とした。
 眼に対する重篤な損傷
 性/眼刺激性 : HSDB(2005)に眼に対する毒性作用は知られていないと記載されてい
 るが、Priority1において明確に有害性を否定するデータがないことか
 ら、分類できないとした。

12. 環境影響情報

: データがなく分類できない。(常温で水に溶けにくいガス状物質である
 ため、試験が実施されていない。)

13. 廃棄上の注意

: 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造業者または販売業者に問い合わせること。
 : 消費設備からの排気ガスは次の処置を行う。
 爆発範囲以下まで希釈して、ベントスタック等から大気に放出する。

燃焼除外装置に導入して焼却処理する。

14. 輸送上の注意

危険物輸送に関する国連分類及び国連番号

国連分類 : クラス 2.1(引火性高圧ガス)
 国連番号 : 1049
 品名 : 水素(圧縮されているもの)

国内規制

陸上輸送

高圧ガス保安法 : 第2条(圧縮ガス)
 一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性ガス)
道路法 : 施行令第19条の13「通行を制限できる物質」

海上輸送

港則法 : 施行規則第12条(危険物公示:高圧ガス)
船舶安全法 : 危規則第3条危険物告示別表2 高圧ガス

航空輸送

航空法 : 施行規則第194条危険物

特別の安全対策

: 高圧ガス保安法に準拠して輸送する。
 : 移動時の容器温度は、40℃以下に保つ。
 特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
 : 充填容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う
 : 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための
 必要な措置を講ずる。
 : 消防法で規定された危険物と混同しない。
 : イエローカード、消化設備及び応急措置に必要な資材
 工具を携行する。

15. 適用法令

高圧ガス保安法 : 第2条(圧縮ガス)
 : 一般高圧ガス保安規則第2条(可燃性ガス)
労働安全衛生法 : 施行令別表第1 危険物(可燃性のガス)
航空法 : 施行規則第194条危険物
港則法 : 施行規則第12条危険物(高圧ガス)
道路法 : 施行令第19条の13 (車両の通行の制限)
船舶安全法 : 第3条危険物告示別表第2 高圧ガス

16. その他の情報

- 参考文献**
- 1) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) (独)製品評価技術基盤機構ホームページ(2015)
 - 2) GHS 分類データベース (独)製品評価技術基盤機構ホームページ(2015)
 - 3) GHS 対応モデル SDS 化学物質:水素 職場のあんぜんサイト 厚生労働省(2015)
 - 4) 2014 ACGIH TLVs and BEIs
 - 5) 許容濃度の勧告(2014年)産業衛生学会
- 注)
- ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
 - ・ 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
 - ・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

以上

改訂履歴

改訂日	項目	改訂内容
2015年10月01日	全体	MSDS→SDS、「化学物質等安全データシート」→「安全データシート」 JIS Z 7253:2012 準拠 整理番号の変更による新規発行